



Title	「承認論」への未帰還：茂津安恕のヘーゲル研究によせて
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 58(1), 111-123
Issue Date	2007-05-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/22567">http://hdl.handle.net/2115/22567</a>
Type	bulletin (article)
Note	資料
File Information	58(1)_111-123.pdf



[Instructions for use](#)

## 「承認論」への未帰還

—— 筏津安恕のヘーゲル研究によせて —— \*

今井弘道

「近代への移行を展望するにあたって、現前する法律の側に立つことよりも、新たな時代の生の側に立つことこそが重要であった」

（筏津安恕「ヘーゲル法哲学の成立の一管見」より）。

\*本稿は、去る二〇〇五年一月に逝去された、故・筏津安恕・名古屋大学教授（専攻法哲学・法思想史）を追悼して、二〇〇六年一月三日（土）に名古屋大学で行われた「筏津安恕教授追悼シンポジウム・私法理論と近代法思想史」

(主催・筏津安恕教授追悼シンポジウム実行委員会、後援・愛知法理学研究会)において私が行った報告の全文である。いずれ、追悼記念出版が行われる際には、大幅な加筆・修正を行う予定であるが、今ここでは、記録のため、報告原稿の誤記その他の技術的訂正だけを施した形で、公表しておくこととする。

一 筏津安恕は道半ばで斃れた。道半ばで斃れたがゆえに、彼は本来帰還するべきところに、つまりヘーゲルの「承認論」に帰還することができなかった。私は、この点に焦点をおいて筏津のことを語ろうと思う。

筏津は、何よりも近世の私法成立史をめぐる研究者として記憶されることになるであろう。そして、おそらく今日の永尾報告はヘーゲルに即して、青井報告は近世法学史に即して、そのことを語るだろう。それが、筏津の仕事を正當に評価する正當なやり方なのかも知れない。そのことに、私は、いささかも異論を唱えるつもりはない。

しかし、そのことを承知の上で、そしてまたその点については、永尾報告と青井報告が委曲を尽くして評価するであろうことを前提とした上で、私は、筏津が、本来帰還するべきところ

に、つまりヘーゲルの「承認論」に帰還しえなかったということとを、強調しておきたい。そしてそのことに、深い哀悼の念とともに、無念の思いを表さずにはおれない。

彼の近世私法史のプロジェクトは、後に示すように、彼のイェナ期ヘーゲルの研究の中で、ヘーゲルによるルソーの『社会契約論』の批判的克服の具体相を究明する途次において、成立したものであった。筏津は、その進行中のプロジェクトについて、しばしば私に詳細に語ってくれたものであった。そのときに、その気宇壮大な法学的眺望のすべてを私が正確に理解できたかどうかは疑問だが、私の関心は、常に「それで結局ヘーゲルとルソーの問題はどうなるのか」という点にあった。その問題は、当然にルソー・カント問題を、そしてカント・ヘーゲル問題を含んでいる。だから、法学的問題に決着をつけたときに、筏津がどのような展望をもってこのヘーゲルの「承認論」を焦点とした問題領域に還帰してくることになるのかに、私の関心は集中していたわけである。

無論、筏津自身もそう考えていた。だから私と彼との間では、こういう了解が成立していた。契約史の整理が一段落ついたら、それがイェナ期のヘーゲル理解との関係でどういう意味をもつか、承認論理解との関係においてどのような意味をもつか

を、総括的にじっくりと論じあおう、という了解である。

その後、私は、筏津の動向に関心を払うことにやや怠惰になった。要するに、彼が「承認論」に還帰してくるのを待っていただけである。その点から振り返ってみれば、筏津の法学史の研究の意味も明快に了解できる筈だからである。この私の構えが、今の私に痛恨の思いをもたらしている。進行中のプロジェクト自体についても少し立ち入って聞いておけば……、という取り返しのつかぬ思いである。

私が筏津は道半ばで斃れ、本来帰還するべきヘーゲルの「承認論」に帰還しなかったと言ったのは、このような意味においてである。そして私は、筏津が、近世法学史の研究者として記憶されることになるであろうその研究を、今、畏敬の念をもって通読しながら、やはりそこに満たされないものを感じ、無念の感を抱くのである。承認論に還帰した彼とこそ、それをめぐる総括的討議をしたかった。筏津法哲学は、その本来の舞台で、もうひと展開を遂げたことであろう。そのことに立ち合いたかった、と思っているわけである。

二 ヘーゲル法哲学は、ルソーの『社会契約論』を批判的に継承している。それを継承する反面で、「社会契約」という法

学的残滓を背負ったパラダイムを批判し、それを自らの体系の内に揚棄することによってヘーゲル法哲学は成立した、このように言いうるわけである。この批判的継承の具体相の解明は、ヘーゲル法哲学の構造を解明するという作業にとって、核心的な意味をもっている。そこに近代社会哲学の最大級のポイントの一つがあると云ってもいい。

では、ルソーの社会契約論からヘーゲルの承認論への過程において、一体具体的に何が生じたのか。これが筏津のオリジナルな問いであった。以下、この点を、筏津の議論を勘案しながら、私なりに整理しておこう。

ヘーゲルは、法哲学のあるところで、ルソーの社会契約論に言及して、次のように言っている。

「ルソーの功績は……意志を国家の原理として立てたという点にある。だが、「ルソーは、後のフイヒテと同様に、意志を、個別的意志という特定の形式において捉えたにすぎない」。「普遍的意志（＝一般意志）」も、「この「個別的意志」から出て来る「共通的なもの、das Gemeinschaftliche」として捉えられたものにすぎない（Rph. S.258）」。

ここで、ヘーゲルは、(i)ルソーが「意志」を「国家の原理として立て」て、その「意志」に由来するのではない「既成的なもの」を否定した点を評価している。その上で、(ii)「普遍的意志(＝一般意志)」を、「個別的意志」から出て来る「共通なもの」の *das Gemeinschaftliche*」として捉えたにすぎなかったことを批判しているのである。

(i)については後に触れるとして、(ii)で注意すべきことは、ヘーゲルが、「一般意志」と「全体意志」とを混同しているわけではないという点である。「一般意志」と「全体意志」との区別は正確に踏まえられている。それを踏まえた上で、ヘーゲルは、「一般意志」に狙いを定めて、ルソーのそれは「個別的意志から出て来る共通なもの」の *das Gemeinschaftliche*」にすぎない、と批判しているのである\*。

\*§75では、ルソーへの言及抜きに、ただ契約そのものについて、同旨のことが述べられている。「共通なもの」の *das Gemeinschaftliche*」が、*gemeinschaftlicher Wille*と言ひ表わされている。しかし、違ったことを言っているわけではない。

その議論をする場合に、ヘーゲルは、

(a)法学的な思考を超えた地平に立っている。そして、法学的に捉えられた「意志」の地平の内部において「国家構成」と「国家の正統性根拠」を提示しようとする契約論的な発想を、原理的な次元で拒否しようとしている。

だからヘーゲルは、こう続けているわけである。

ルソーは、「意志」を、ヘーゲル自身がそうしたように「即自かつ対目的に理性的なもの」として捉えたわけではなかった。「国家における個々人の合一」は「契約」として、「個々人の恣意や意見や任意の……同意を基礎とするもの」として捉えられたにすぎなかった。その結果、「即自且つ対目的に存在する神的なもの(＝本来の意味での国家的なるものー今井)」と「その絶対的な権威と尊厳」とを破壊するという「帰結」が生じた (Rph. § 258)。

ここでヘーゲルが言っていることは、

(b)ルソーの社会契約は、基本的に、「合意論的契約論」の構造をもっているが、それは国家の正統性の根拠としては不十分で、しかも危険だということである。「合意論的契約」として

の社会契約は、民衆の秩序形成力という「カオス」の創造力 (H. Heller) 以上のもの表現しえているわけではない。しかもこの「カオス」の創造力は、アンビヴァレントなものである。それは、一方で民主主義の核心を言い当てているが、他方では暴政への潜在的可能性をも秘めているからである。暴政への潜在的可能性は、ジャコバン独裁として顕在化した。ヘーゲルは、この民衆の秩序形成力にまつわるアンビヴァレンスの克服を、哲学的国家学の中の課題と見た。

\* J. S. ミルは、異なった観点から、このルソー主義を克服しようとした。そのことは、『自由論』冒頭の議論に明らかである。

しかし、この問題に立ち入る前に、「合意論的契約」として社会契約はこのようなアンビヴァレンスを抱えていたという事態の背後にあった問題——契約論による国家の正統化ということが抱えていた問題——に簡単に触れておく必要があるであろう。

三 ヘルマン・ヘラーは、『ドイツ現代政治思想史』において、周知のように近代初頭以降の国家支配の正統化論には、二つの類型があったとしている。

① 王権神授説に体现されているような「超越的正統化」と  
② 社会契約説に具現されているような「内在的正統化」である (Heller, Die politischen Ideen Kreise der Gegenwart, 邦訳『ドイツ現代政治思想史』(お茶の水書房 一九八二)、一七一—一八頁)。

この枠組を踏まえて言うなら、②の「社会契約論」モデルの国家学は、①の「王権神授説」的な「超越的正統化」を批判し、正統化根拠を「超越(＝彼岸—今井)」から「内在(＝此岸—今井)」へと転換させることを、歴史的使命としていた、と言うことができる。このことは、ロックの『政府二論』にズバリ体现されている通りである。

ところで、この社会契約説的な「内在的正統化」も、更に二類型に下位区分可能である。

②—1 「啓蒙絶対主義」は、プーフェンドルフの時代には、もはや「超越的正統化論」を維持しえず、「契約説」を取り入れざるを得なくなっていた。その場合に取り入れたのが、「社会契約によって結合した者」が更に支配者との「服従契約」を結

ぶという二重契約説を構成し、

(ア) 「国家目的」——「義務の体系」の根拠——という個人の意志を越えたものの実現のために必要とされる「権利の主権者への譲渡」と、

(イ) その目的の実現を狙う「主権者」への「服従」と、を正統化するという契約論の類型である（ヘラー、邦訳、七四―七五頁、二八―二九頁）。

②―2 これが、やがてルソーの支配者（主権者）と被支配者（臣民）の同一性という完全に民主主義的な契約論的な構成に転化する。こうしてもう一つの類型が成立する。この転化が、先ほど(i)として触れたこと——即ち、ルソーが「意志」を越えた「既成的なもの」を否定して、「内在化」を完成させて、「意志」を「国家の原理として立てた」点についてのヘーゲルの肯定的評価——とつながるわけである。

因みに言えば、カントが、「原始契約」という観念を通してこのルソーの社会契約を批判的に継受していることは周知の通りである。「批判的に継受」したというのは、「契約」と「意志」から経験的性格を剥奪してそれを「原始契約」として捉え返し、「法の理念」に転換させていたということを指している。場合によっては、この「原始契約論」を契約論の第三の類型と見て

②―3として挙げることも許されるかも知れない。

筏津は、社会契約論の②―1から②―2への転換を、法学に内在的な形で、「義務の体系」から「権利の体系」への転換として捉えている。ところで、以上のようなルソーの『社会契約論』を焦点として私が構成した思想的な理解それ自体が、カント・タイプの契約論とヘーゲル・タイプの契約論という類型構成を軸とした筏津の契約論についての法学的な研究を踏まえることによつて、可能となったものである。本報告において重要なのは、この点である。

四 二の(b)で、私は、「ルソーの社会契約は、基本的に、「合意的契約論」の構造をもっているが、それは国家の正統性根拠論としては危険だ」と述べた。「合意的契約」としての社会契約には、「民衆の秩序形成力」という「カオス」の創造力」があるとも言った。それはどういうことか。

ヘルマン・ヘラーは、カントやフィヒテの「ドイツ的な秩序感覚」は、「カオスの創造力に対するルソー的な信頼をもちあわせていなかった」（邦訳、七九頁）と言っている。社会契約を理念化して、いわば「哲学的理念」からする「上からの革命」を唱えたカントやフィヒテの態度のことを指しているのではあ

る。この「哲学的理念からの革命」という観念は、「カオスの創造力」への対抗的観念という意味をもたされており、ルソーの社会契約への内在的批判という含意をもっている。ルソー的な「結合された意思」は、カント契約論の観点からみれば、「独立した存在意義」をもつべきものではない。私法論の次元での契約論では、カントは、あくまでも個人意思に固執しているが、それはこの点とつながっている。カントには、結合した意志が個人の意志を支配する可能性に強い懸念を抱いていたわけである。しかし、それは民衆的カオスのポテンシャルティのあらわれでもある。だからこそ、既に見たように、「結合された意思」としての社会契約がもつこの民衆的カオスのポテンシャルティは、カントにおいては、「原始契約」という理念へと脱色されて無害化されねばならなかったわけである。

だが、ヘーゲルは、このようなカント、フイヒテ流の「理念化」を通してのルソー批判という戦略を超え出ようとする。つまり、アンビヴァレンスを持つルソー的な「社会契約論的なカオス」に、「理念」をではなく、「契約」よりも高次の秩序形成の具体的な可能性を示そうとするわけである。「即自且対目的な意志」へと高めるといふ言葉は、そのことを言っているのである。

要するに、ヘーゲルの観点から見れば、ルソーの社会契約は、①「義務の体系」に準拠するという性格をもたない「意志」に立脚し（肯定的評価）、

② 従って「個々人の恣意や意見や任意の明白な同意」を「基礎」とし（否定的評価への転換点）、

③ しかも単に「共通意思」として成立した「同意」は、個別的意志とは独立の性格をもつものとして理解されるものであった。

そのような意味での「共通意思」は、ヘーゲルにとっても、ジャコバン独裁に現れるような恣意となりがちであった。しかしヘーゲルは「理念」に訴えようとはしない。筏津はあるところで、ヘーゲルの承認論をハイエク的な用語を使って spontaneous order として説明している（「イェーナ実践哲学」、四四頁）。それは、このような連関を念頭においてその間の対照を浮び上げようとしたものだと行ってよいかも知れない。ともあれ、ここでヘーゲルが批判しているのは、ルソーが「合意論的契約論」を法的空間から逸脱させて国家形成の説明にまで拡張的に用い、国家の正統性根拠とした点に対してである。こうして「個別的意志」を根柢におく法学的／契約的国家観を否定し、それに置き換えられるべき「即自且対目的」な国家の



概念把握を積極的なものとして提示したのが、ヘーゲル自身の『法哲学綱要 Grundlinien der Philosophie des Rechts』なのである。

五 ヘーゲルが法学的／契約論的国家観を否定しうる理論的根拠を手に入れたのは、一般に「イエナ前期」と呼ばれている時期である。しかも、この時期のヘーゲルの思考は、極めて生産的な混沌状態にあった。そこには、『法哲学綱要』に結実する多くのモチーフがひしめいていた。生かされることなく捨てられていったモチーフも少なくなかった。その中には、『法哲学綱要』以上に豊かな可能性を持ったモチーフ、現代にまで生き続けてしかるべきモチーフもあった。

一九九〇年に発表された論文「ヘーゲルの合意論的契約理論」(今井弘道編『法思想史的地平』(昭和堂一九九〇)所収)までの筏津のヘーゲル研究は、この時期に照準を合わせている——そしてその後は、そこで引用したランダウ論文に導かれて、急速に契約の法学的研究に入っていく。言ってみれば、筏津のヘーゲル研究は、ヘーゲルが法学的／契約論的国家観の地平を離陸して『精神現象学』と『法哲学綱要』のヘーゲルに成長していくこうとするその瞬間の、多様な可能性を秘めた混沌

状態に焦点を当てられていたわけである。その中でも特に豊かな可能性を秘めていたのが、いわゆる「相互承認論」である。

「相互承認論」とは何か。本来立ち入って説明されるべき多くの論点を省略して簡単に言ってしまうえば、それは基本的に「ある種のコミュニケーション論」だ、とすることができ。このように言うと、直ちにハーバーマスのコミュニケーション行為論が想起されるであろう。実際、そのハーバーマスのコミュニケーション論も、このイエナ期のヘーゲル研究から生み出されたものであった。しかし、その議論は、余りにも理性主義的なもの／カント主義的なものとなってしまう。特に問題なのは、「相互承認論」の不可欠の構成要素である「承認を求めたの闘争」という議論に含まれているリアルな次元でのコンフリクトの要素が一扫されていることである。

そこで私は、その点をハッキリと意識した上で、さしあたりは、ヘーゲルの「相互承認論」が指示しているのは、「*dissent*」の表明／不服従／抵抗によって不断に非対称的関係性が克服されていく可能性を内包した、多層的なコミュニケーション的空間だ、と言っておきたいと思う。そこにあるのは、要するに、negative approach (*dissent* の表明／不服従／抵抗)を通して、常に暫定的で発展可能性に開かれたダイナミックな合意空間と

してのコミュニケーション理解なのである。

多層的なコミュニケーション的空間だと言ったが、それは、例えば「愛」をメディアとした「親密圏としてのコミュニケーション的空間」——『法哲学綱要』\*では「家族」——、「意志」

をメディアとした「法的なコミュニケーション的空間」、労働生産物を——従って貨幣を——メディアとした「欲望の体系としての市民社会というコミュニケーション空間」その他その他、が考えられるからである。今私は「その他その他」という言い方をしたが、そこには、例えばJ. S. ミルが主張したような、「自由と寛容を基礎にして成り立つ思想／表現とそれへの批判のコミュニケーション空間」を、追加的に見出していくことも可能であろう、それはそのようなフレキシブルな空間だと見ることができると考えているからである。

\*ヘーゲルは、カントが婚姻を「契約」の概念に包摂したことを激しく攻撃している(§75)。「親密圏としてのコミュニケーション的空間」を「法的なコミュニケーション的空間」に解消することを否定し、それを固有の論理をもつコミュニケーション空間として理解しようとしたからである。そしてその批判の直後に、「それと同様に、国家の本性も契約関係にはない」と言っ

ている。国家をも、契約的＝法的存在次元を越えるものと見ているからである。

「相互承認」という言葉には、このような多層的なコミュニケーション空間が含意されていた。そして、イエナ期のヘーゲルは、「契約」を「相互承認」と見たフイヒテの批判的検討をテコに、「相互承認」をこのような多層的なコミュニケーション空間を孕んだものとして捉え返していく。と同時に、法空間を、従って契約を、そのコミュニケーションの単なる一形態として、制限的に捉え直していった。そして「合意論的契約理論」の妥当性を法的空間の内部にのみ限定したのであった。

このことが、契約論的な社会観の射程を相対化し批判するカギとなった。この点をテコにして、ホッブス、ルソー、フイヒテが越えられ、同時にカントが超えられたのであった——無訟論、その前提としては、「義務の体系」としての法学が、「権利の体系」としてのそれへと転換させられていなければならなかったのであるが——。

ともあれ、ヘーゲルは、「契約」を「相互承認」と見たフイヒテの批判的検討をテコに、「相互承認」をこのような多層的

なコミュニケーション的空間を孕んだものと捉え返した。しかも、ヘーゲルは、このような多層的なコミュニケーション的空間の総体が、一方では、「即自かつ対自的に普遍的（理性的）な意思」とその担い手である国家を制度的に構成していき、他方ではその中に生きる人びとの規範意識を不断に洗練させ高次化させて陶冶していくのだ、と考えた。その国家Ⅱ「即自かつ対自的に普遍的（理性的）な意思」を単に一つのコミュニケーション空間、法的なコミュニケーション空間のメディアだけを使って構成することは、この観点からすれば、重大な片手落ちだというわけである。

六 前項で指摘したように、イェナ期のヘーゲルは、「契約」を「相互承認」と見たフィヒテの批判的検討をテコに、「相互承認」をこの多層的なコミュニケーション空間を孕んだものと捉えると同時に、そのコミュニケーションの一形態として、法空間を捉え直した。ヘーゲルは、このフィヒテの議論の源流にルソーを見ていた。ルソーからフィヒテへとという思想的流れは、「相互承認」というモチーフを潜在させたものとして「契約」を扱いながら、そのモチーフを顕在化させないでいる、と見たわけである。

このモチーフを顕在化させる大きな契機となったのは、アダム・スミスに体现されるイギリス古典経済学との接触であった。それに触れることによって、ヘーゲルは、「契約」という原子論的に理解される、「意志」次元のコミュニケーションの奥底には、人間の相互主体的な存在のあり方があるということを知った。この人間の相互主体的な存在のあり方を、ヘーゲルは、一旦はアリストテレスに従ってポリス的人倫と捉えたが、やがてそれは、近代的な分業・協業の關係として理解し直された。こうして、人間が自然に働きかけて生産物を作り出すという営為が分業Ⅱ協業として行われていて、そのことが人間の相互主体的な存在のあり方を支えているのであって、その相互主体的なあり方は直接的に現れることはないが、ある局面においては原子論的個人主義の外見を装う「意志」關係として、つまり「契約」という形で現象してくる、このように考え直したわけである。

このような考え方は、「労働と欲求の満足とは……依存的相互的である」。だから「主観的利己心は、すべての他人の欲求を満たすための寄与に転化する」(RPh. § 199) というスミスの起源を明瞭に窺わせる後のヘーゲルの議論にハッキリと現れている。しかし、ヘーゲルは、マルクスとは違って人間のこの

相互主体的なありかたを、「人間の自然との質料転換」の営みという角度から捉えることをしなかった。むしろヘーゲルの関心は、「dissein」の表明／不服従／抵抗によって不断に非対称的關係性が克服されていく可能性を内包した、多層的なコミュニケーションの空間」とその中の個々人の規範的意識の陶冶・成熟に、そしてその陶冶・成熟と対応的に進展していく制度形成のメカニズムに、向けられたのであった。

この点に、ヘーゲルとマルクスの発想の差異が現れているわけだが、ある意味ではヘーゲルの発想の方が現代的な関心に沿うところがある。規範的空間を「dissein」の表明／不服従／抵抗によって不断に非対称的關係性が克服されていく可能性」として理解したとき、批判的克服の対象となる「非対称的關係性」が、単に階級的支配関係として捉えられるだけでなく、さまざまな差別／差別意識に即して理解される可能性を含んでいると解釈可能だからである。事実、ヘーゲルの「相互承認論」は、ポスト・マルクス主義の地平において、New Social Movement等との関わりにおいてその現代的な意味を顕著に露わにしていたのであった。

だが、問題をいさなり現代にまでもってこなくとも、一世紀以上も前から、ヘーゲルとは独立な形においてであるが、問題

をそのような「相互承認」の枠組に即して理解する動向があった。そのことを、便宜上アクセル・ホネットの次の言葉に即して窺っておきたい。

「承認をめぐる闘争の圧力にさらされているところでは、合理的な意思形成に参加するための新たな前提がたえず考えだされなければならない」。こうして、「法学の内部では、主体の権利を、リベラルな自由権、政治的な参加権、および社会的な生存権に区別することがあたりまえになった。……こうした三分法のアプローチは……既にゲオルク・イェリネックにみられる」。また、「これと同じ区別が、社会的な階級差別の歴史的な均等化を個体の基本権が拡大していく過程として再構成するT・H・マーシャルの周知の試みの基礎になつてもいる」(ホネット『承認をめぐる闘争』、邦訳、一五四―一五五頁)。

このようなイェリネックやマーシャルの議論を、われわれは、「相互承認論」の枠組に即して理解することができる。われわれは、近年「あたらしい権利の噴出現象」を目撃したが、その動向はこのような先行現象をもっていたと言いうるわけであ

このような「相互承認論」の地平を切り開くことによつて、ヘーゲルは、ルソー的な「国家の民主的正統化」パラダイムから「対称的コミュニケーション空間形成論」パラダイムへの転換の可能性を切り開いた。この転換は、デモクラシー論に即して言えば、一元論的デモクラシーから多元論的デモクラシーへという内容を含むことができる。

七 ヘーゲル自身は、「相互承認論」のこのような可能性を切り開きながら、その可能性を全面的に展開することはできなかった。ヘーゲルは、むしろある理由から、「相互承認論」の妥当領域を自ら制約したのである。

その理由は、主としてヘーゲルにとつての問題状況に由来していた。最も重要なことは、英国の市民社会の発展を観察しながら、ヘーゲルが、「富の蓄積」と、「貧困の蓄積」の中で展開されていく「承認を求めての闘争」が、国家の枠組、民族の枠組そのものを解体するかも知れないという危機感を抱いたことである。そこでヘーゲルの思索は、コンフリクト・モデルとしての「承認論」の枠組自体を相対化しながら、他方で危機を解消する階級的和解の模索に向かった。そこに現れてくるのが、

国家と国家官僚の倫理性であり、それを通しての社会政策・経済政策であった——因みに言えば、ここにおいて、*societas civilis*の伝統は、国家と市民社会の二元論という枠組に転換していくことになる——。そこでは、「承認を求めての闘争」は、国家官僚の倫理的政策の策定能力に代位されることになる。そのことによつて「承認論」の体系上の位置も、大きく後退することになった。

ところで、このヘーゲルの発想を踏まえた地点に立つて逆の側から見れば、次のようにいうことができる。「富の蓄積」と「貧困の蓄積」の中で展開される「承認を求めての闘争」を、もしある種の合理性をもつて最後まで展開させることができれば、問題解決をその闘争の展開（それは正当な手続を必要とするであろう）の帰趨そのものに委ねて、国家は後景に退かせることができる。そのような手続的発想に立つことができない限りで、国家とその実体的正義が前面に出てこなければならなかったのだ、と。

この点をより一般化して、「承認を求めての闘争」の合理的展開を可能な限り追求していくなら、一方では国家の権威主義的な正統性要求の基礎を後退させ、他方では、当事者の規範的意識のより一層の陶冶の可能性を開きうるといふ展望が開けて

くる。ヘーゲルの国家と国家官僚の倫理性という議論を一步突き破れば、そこから国家の正統性要求を限りなく縮小させながら、コミュニケーション領域を拡大していくという方向に向かう現代法哲学の問題地平が見えてくる、というわけである。それは、国家と市民社会の二元論という枠組を、*societas civilis*へと一元化して行こうとする「市民社会・主義」的な方向性、だとも言える。

ここでは文献に即して具体的に示すことはできないが、筏津のイェナ期研究は、基本的にはこのように概括しうるところまで進んでいた。筏津は、承認関係における個人と国家の非対称性、あるいは「普遍意志と個別意志の間の相互性の欠如」(S. 55)とそこでの対称性・相互性の回復という問題意識を何度か強調しているが、それを見ただけでも、そのことは察知しうる。

そもそも、以上で展開した私の議論は、私の議論と言うよりは、その筏津の議論の全体を私なりの観点から集約したものにすぎない。筏津は、そのことをヘーゲル研究に即して実証的に明らかにする為のジャンプをするところまで進んでいた。そして彼は、そのジャンプをするために大きく助走を取ろうとして、後ろまで下がって行った。つまり、法学史研究に入っていたのであった。

それが筏津のヘーゲル・タイプの「合意論的契約論」の源流を尋ね、そのポテンシャルティを確認し、ルソーとヘーゲルの関係を再吟味するという作業であった。このヘーゲル・タイプの「合意論的契約論」の源流を尋ねる作業が、筏津の最初の著書『失われた契約理論』に集められた仕事であり、その後全面展開されていく研究の内容である。

だから、われわれは、筏津のヘーゲル・タイプの「合意論的契約論」の源流を尋ねる作業が、上で述べた意味でのジャンプにつながるものであることを忘れてはならないのである。そして、その作業を踏まえた跳躍によつて、われわれは、ルソー、カント、ヘーゲルという近代法思想史の頂点に位置する思想の流れをはじめて具体的に理解しうるのである。同時に、サヴィニー以降の近代私法を、それを背景において、概念的に理解しうるのである。

冒頭でエビグラフに掲げた文章は、筏津がヘーゲルの「ドイッテ制憲論」を分析する中で発した言葉である。この言葉は、しかし、「承認論」をテコにして法学史の中に分け入った法哲学者としての筏津の未完のプロジェクトに対しても、そのまま妥当するであろう。